

建物更生共済



火災はもちろん地震などの自然災害にも備えられる建物や家財などの保障



ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けすることにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

JA共済の資料請求サイト



はじめて共済

検索

<https://shiryo.ja-kyosai.or.jp>



本サイトから
「ひと・いえ・くるま」各共済の
資料請求・掛金試算ができます。

Webマイページとは?

Webマイページにご登録いただくと、ご契約者さまご自身のパソコンやスマートフォンから、いつでも・どこでも、ご契約内容の確認や変更ができるようになります。

<https://mypagecp.ja-kyosai.or.jp>



JA共済アプリとは?

JA共済をもっと身近に、もっと便利に。Webマイページにワンタッチで!

※アプリご利用時の通信料は、ご利用者さまのご負担となります。
※スマートフォン向けアプリのため、フィーチャーフォンの場合はご利用いただけません。

<https://mypagecp.ja-kyosai.or.jp/jakyosaiapp>



げんきなカラダプロジェクト・
あんしんくらしプロジェクト



みんなで一緒に健康をつくる「げんきなカラダプロジェクト」。いえ、くるま、農業といった大切なものを支える「あんしんくらしプロジェクト」。この2つのプロジェクトで、みなさまの豊かな生活づくりをサポートしていきます。専用ホームページでは、健康増進や防災・減災等のサービスのご紹介、各種イベントのご案内、お役立ち情報などを掲載しています。ぜひご覧ください!

<https://service.ja-kyosai.or.jp>



JAの住宅ローン

新築・増改築、マンションの購入など、JAの住宅ローンは、さまざまなマイホームプランにご利用いただけます。マイホームのことなら、ぜひJAにおまかせください。

※詳しくはJAの窓口までお問い合わせください。



JA共済相談受付センター (JA共済連 全国本部)

電話番号: ☎ 0120-536-093

受付時間: 9:00~18:00 (月~金曜日) 9:00~17:00 (土曜日)

※日曜日、祝日および12月29日~1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまで

お問い合わせは

住まいを取り巻くさまざまな自然災害

火災だけでなく、**水災**や**地震**などの、
さまざまな自然災害が発生しています。

火災の発生件数



15分9秒に1件*1
(34,691件/年)

*1 消防庁「令和3年版 消防白書」をもとにJA共済連試算
*2 内閣府「市町村のための水害対応の手引き」(令和4年5月)
*3 政府地震調査研究推進本部「日本における被害地震の発生頻度に関する統計的分析について」(2011年5月9日現在)

水災の発生件数



全国1,741市区町村の過去10年間で
発生した水害・土砂災害発生状況

1回以上 97.6%*2
(1,700市区町村)

地震の発生頻度

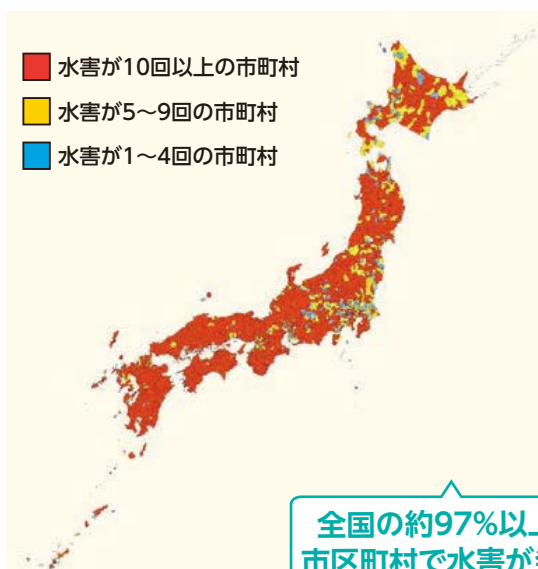


死者50人以上の被害地震

約10年に1度*3
(過去約200年間で23回)

豪雨とそれにとまなう水災の被害は増加傾向。

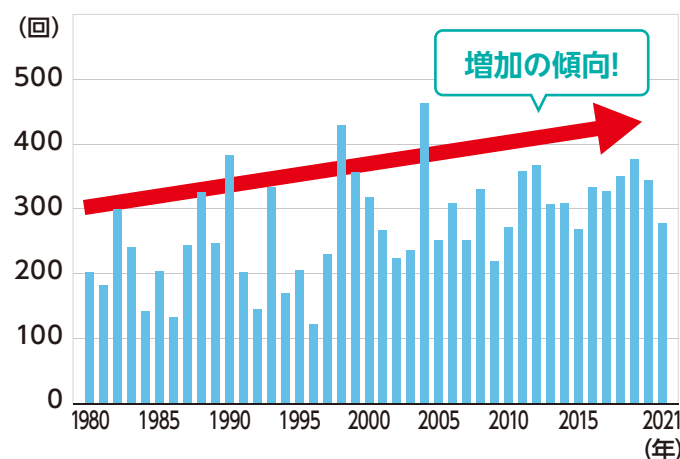
2011年から2020年の水害・土砂災害発生状況



**全国の約97%以上の
市区町村で水害が発生!**

内閣府「市町村のための水害対応の手引き」(令和4年5月)
※国土交通省 水害統計をもとに一部加工して作成

1時間降水量50mm以上の年間発生回数 (傘がまったく役に立たず、車の運転が危険になるレベル)

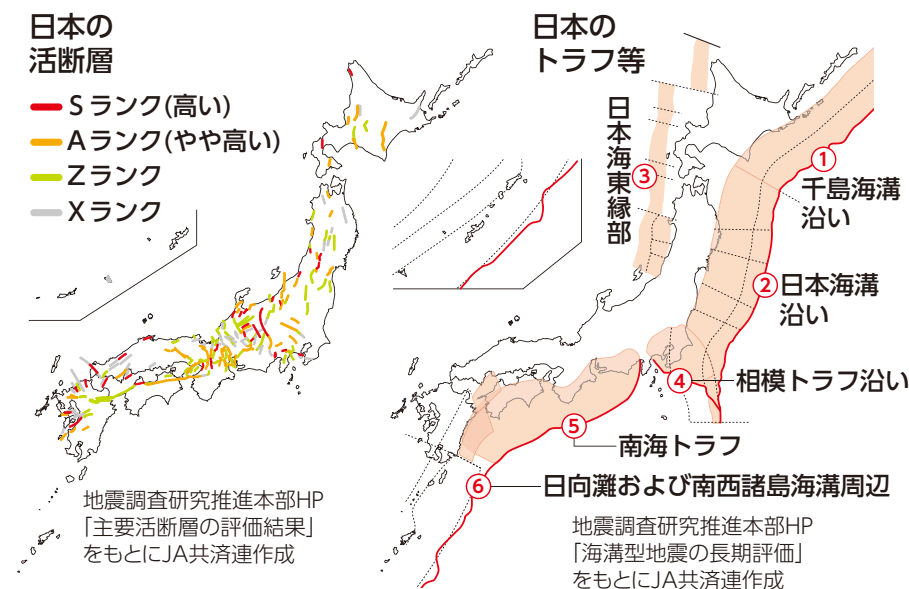


気象庁HP「大雨や猛暑日など(極端現象)のこれまでの変化」
※全国のアメダスによる観測値を1,300地点あたりに換算した値

のリスク。お考えになっていますか？

地震大国・日本。
いつ、どこで地震が起こるかわかりません。

日本周辺には6つの海溝型地震が発生する領域があり、
陸地には2,000以上の活断層が確認されています



30年以内の地震発生確率

首都直下地震*1

70%程度

首都直下のマグニチュード
7クラスの地震

主な海溝型地震*2

② 日本海溝沿い(茨城県沖) マグニチュード
80%程度 7.0~7.5程度

④ 相模トラフ沿い マグニチュード
70%程度 7程度(6.7~7.3)

⑤ 南海トラフ マグニチュード
70~80%程度 8~9クラス

*1 内閣府 首都直下地震対策検討ワーキンググループ「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」(平成25年12月)

*2 地震調査研究推進本部HP「関東地方の地震活動の特徴」(算定基準日:2022年1月1日)

「建物の保障」と「家財の保障」を、
あわせて考えることが大切です。

建物保障のみに加入した場合、**家財の損害は保障されません**

こんな損害が全額自己負担に...

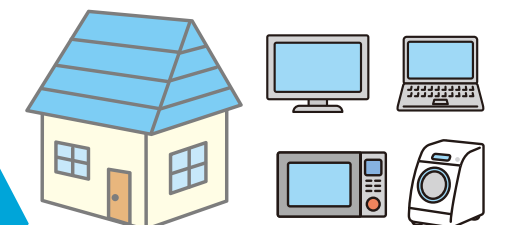


意外と高い!!家財・家具の総額

家財・家具の総額(例) ※実際の総額は異なる場合があります。
1,270万円 大人2人、子供2人の4人家族
住宅面積(延べ面積)66㎡以上
132㎡未満の場合



JA共済「家財簡易評価基準」



建物の保障 + 家財の保障 = **万全な保障**

建物保障と家財保障をセットで
加入することで万全な保障に。

※共済の対象に含まれている場合

建物更生共済むてきプラスなら、 火災や台風だけでなく、 地震にも、ケガにも、しっかり備えることができます。

地震などの
自然災害に強い！



火災や盗難などの事故はもちろん、台風や地震などの自然災害による損害も、しっかり保障します。

満期共済金
がある！



掛捨てではありません。保障期間満了時に、満期共済金をお支払いします。満期共済金は、保障期間中に一部を分割して受け取ること（ボーナスプラン）もできます。

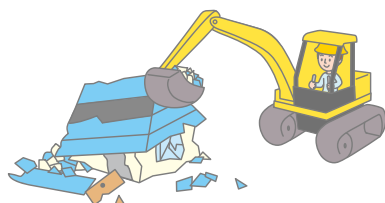
詳しくは、P.15をご覧ください。➡

ケガにも
備えられる！



ご契約された建物や家財について発生した火災や自然災害によって、ケガをされたり、死亡されたりしたときには、傷害共済金をお支払いします。

いろいろな
出費も安心！



火災や自然災害にあわれたときに発生する残存物のとりかたづけに必要な費用や消火にかかった費用のほか、当面の生活に必要な費用等をお支払いします。

あんしんの
損害調査体制！



大規模自然災害発生時に、迅速かつ適正な調査・査定を行う自然災害損害査定員等が全国に53,278名！* 東日本大震災においては全国から延べ2,375人の自然災害損害査定員等を動員しました。

*2022年4月現在

これまでのさまざまな自然災害で、 たくさんの共済金が お役に立ちました。



● 過去の主な自然災害における建物更生共済の共済金支払実績 (令和4年3月末時点・※は令和4年12月末時点 JA共済連調べ)

はじめにお読みください

保障範囲について

プランごとに保障範囲は定められています。詳しくは、各プランの「**保障の対象範囲について**」をご確認ください。

建物更生共済のプランごとに、「保障できるもの」がそれぞれ決まっています。ご契約を検討されるときは、よく保障の対象範囲をご確認のうえ、ご加入ください。

共済期間について

共済期間は「**5年間**」または「**10年間**」です。ご契約時に「**継続特約**」を付加することで、期間を延長できます。

ご契約時に「継続特約」を付加することによって、通算して20年または30年の長期的な保障を受けることができます。継続特約を付加された場合、継続意思確認日(継続される月の前月15日)までに、共済契約者より継続しない旨のお申出がないときは、共済期間(10年間)が満了する日の翌日から同一の契約内容でご契約を継続いたします。

※継続特約は、共済期間を10年とするご契約のみに付加することができます。

※継続特約を付加する場合は、契約申込時に継続回数(1回もしくは2回)を指定していただきます。なお、その後の継続回数の変更はできません。

※継続後のご契約の共済契約者、被共済者、満期共済金受取人、共済の対象、火災共済金額、満期共済金額、共済期間、付加される特約の種類は、継続前のご契約と同一となります。
なお、建物・特定建築物を保障の対象とする場合、物価の変動等にしたがって、火災共済金額および満期共済金額を減額することがあります。

※継続時に満期共済金は支払われませんが、それまでに積み立てられた積立金や据え置かれた割りもどし金は、継続後のご契約へ引き継がれます。

※継続後のご契約に適用される共済約款、共済掛金率は継続の時における共済約款、共済掛金率となります。ご契約が継続された場合の内容につきましては、事前に書面でお知らせいたします。

※この資料において「保障期間」とは、共済期間(保障が行われる期間)、継続特約が付加されている場合は通算共済期間(当初のご契約から満期共済金が支払われるご契約までの各共済期間を通算した期間)をいいます。

火災共済金額について

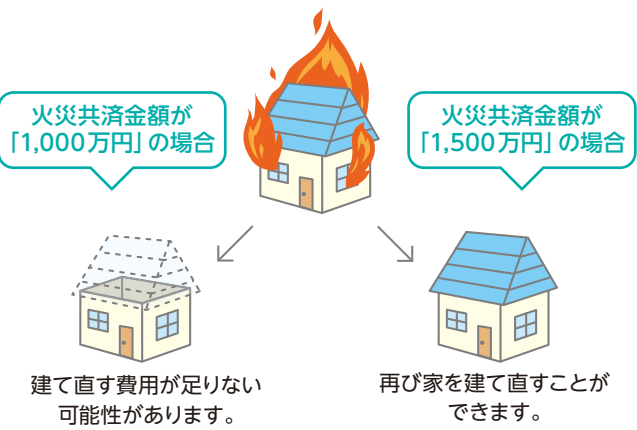
記載されている保障内容はモデルプランです。火災共済金額は、再取得価額まで設定できます。

火災共済金額の設定方法について

火災共済金額を決めるときは、建物や家財などを、**改めて購入するために必要な額**までご加入ください。

建物更生共済では、建物や家財などを保障する際、「時価額」ではなく、改めて建築・購入するために必要な額「再取得価額」で評価します。事故が発生した場合に十分な保障が受けられるよう、火災共済金額を再取得価額いっぱいに設定されることをおすすめします。
(建物・特定建築物・家財・営業用什器備品の残存価額の割合が50%未満の場合は、時価額までが加入限度となります。)

例えば、再取得価額「1,500万円」の家が火災により全焼した場合



主な共済用語のご説明

火災共済金額 …… 共済契約の締結時に共済契約者と組合が約定したお支払いすべき共済金の額の最高限度であり、これに基づき共済金を算出します。
共済価額 …… ご契約された建物・特定建築物・家財・営業用什器備品の残存価額の割合が50%以上の場合は再取得価額、50%未満の場合は時価額をいいます。
共済期間 …… 保障が行われる期間(組合がその期間に共済金の支払事由が生じた場合に支払いの責任を持つ期間)のことです。

協定共済価額 …… 組合と共済契約者または被共済者の間で、共済の対象の価額を評価し、協定した再取得価額で、共済証書に記載した額をいいます。
再取得価額 …… 同一の構造、質、用途、規模、型および能力の建物・特定建築物・家財・営業用什器備品を再築または再取得するために要する額をいいます。
残存価額の割合 …… $\left[\frac{\text{時価額}}{\text{再取得価額}} \right]$ をいいます。

建物更生共済 **むてきプラス** は、**4つのプラン**からお選びいただけます。

プランごとに保障の対象が異なります。ご希望される保障の対象をお選びください。
事業者向けのプランもご用意しています。詳しくは、JAまでご相談ください。

一戸建てやマンション、店舗など「建物」の損害に備えたい方

建物プラン

(注) 建物内に収容される家財などの動産の損害は保障されません。

詳しくは、**P.7-8**をご覧ください。➡

個人でご所有の椅子やダンス、テレビなど、「家財」の損害に備えたい方

(賃貸住宅にお住まいの方でも、ご加入いただけます。)

家財プラン

詳しくは、**P.9-10**をご覧ください。➡

営業でご使用の机やロッカー、棚など、「営業用什器備品」の損害に備えたい方

営業用什器備品プラン

詳しくは、**P.11-12**をご覧ください。➡

「畜舎や堆肥舎」などの損害に備えたい方

特定建築物プラン

(注) 特定建築物内に収容される動産の損害は保障されません。

詳しくは、**P.13-14**をご覧ください。➡

修理費共済金を受け取れる **ボーナスプラン** もお選びいただけます。

ボーナスプランでは、保障期間中、満期共済金の一部を修理費共済金として、また満期時は満期共済金の残りをお受取りになれます。詳しくは、**P.15**をご覧ください。➡

損害のあった額をお支払いする **実損てん補特約** で小さな損害の際も安心です。

実損てん補特約を付加した場合、付保割合にかかわらず、火災共済金額を上限として、損害の額を共済金としてお支払いします。詳しくは、**P.16**をご覧ください。➡

建物プラン

P.7-8

家財プラン

P.9-10

営業用什器備品プラン

P.11-12

特定建築物プラン

P.13-14

ご加入にあたって

P.15-16

ご注意ください

P.17-18

時価額 …… 再取得価額から経過年数に応じた減価額を控除した額をいいます。
自然災害 …… 自然災害は「風災」、「ひょう災」、「雪災」、「水災」および「地震など」をいいます。
損害の額 …… 【建物・特定建築物】
残存価額の割合が50%以上の場合または実損てん補特約を付加している場合は「復旧するために要する額」、残存価額の割合が50%未満の場合は「復旧するために要する額×残存価額の割合」をいいます。

【家財・営業用什器備品】
損害を受けた物の修繕費の額(その物が滅失した場合、またはその物の修繕費の額がその物の再取得価額(残存価額の割合が50%未満の場合は時価額)を超える場合は、その再取得価額(残存価額の割合が50%未満の場合は時価額))の合計額をいいます。
損害割合 …… $\left[\frac{\text{損害の額}}{\text{共済価額}} \right]$ をいいます。
付保割合 …… $\left[\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額}} \right]$ をいいます。



建物プラン

ご契約例 (保障の対象:建物)

保障期間30年の場合
(共済期間10年:継続回数2回の場合)

火災共済金額 | 1,500万円

満期共済金額 | 50万円

協定共済価額 | 1,500万円

実損てん補特約付

臨時費用共済金の支払割合10%

このモデルプランの共済掛金

住宅物件 単位:円(2023年4月現在)

木造・防火造	年払い	月払い
当初10年間	78,425	6,710
1回継続後	72,597	6,213
2回継続後	71,698	6,136

耐火造B・C	年払い	月払い
当初10年間	51,853	4,431
1回継続後	47,394	4,056
2回継続後	46,514	3,980

耐火造A	年払い	月払い
当初10年間	42,856	3,666
1回継続後	38,900	3,322
2回継続後	38,026	3,248

継続特約を付加し、保障期間が20年、30年となる場合、継続後の共済掛金は継続時の共済掛金率で計算いたしますので、継続の時に共済掛金が増加となる可能性があります。

物件の種類によって、共済掛金が異なります。

*上記の共済掛金は、払込経路が口座振替扱いの場合です。

保障の対象範囲について

保障の対象は下記のものを含まれます。

建物の基礎工事部分／畳、建具その他の建物の従物／電気設備、ガス設備、冷暖房用設備その他の建物の付属設備／建物と同一敷地内にある付属建物・工作物(基礎のない所定の物置・納屋・車庫、所定の門・塀・垣・カーポート)

*上記以外の付属建物・工作物については、共済契約申込書に含めることを明記すれば、保障の対象にできます。

*共済契約申込書に上記の物を除外することを明記すれば、保障の対象外にできます。

「建物」の損害を保障する プランです。

一戸建てやマンションはもちろん、店舗や事務所など、「建物」の損害を保障いたします。

台風などのとき

台風・暴風雨



洪水



豪雪



ひょう



竜巻



風災・ひょう災・雪災・水災の場合

- 損害割合が5%以上のとき
- 床下浸水を除く損害割合が3%以上5%未満のとき
- 風災・ひょう災・雪災によって生じた損害の額が5万円以上のとき

損害の額

風水災等共済金 [限度額] 火災共済金額 *損害割合が80%以上の場合に限りま。

臨時費用共済金

特別費用共済金*

残存物とりかたづけ費用共済金

地震などのとき

地震



地震による津波



火山の噴火または爆発



地震など*の場合

- 損害割合が5%以上のとき

750万円 × 損害割合

地震共済金 [限度額] 損害の額×50% *地震などによって生じた火災、破裂または爆発によるものを含まず。

火災・落雷などのとき

火災



落雷



破裂または爆発



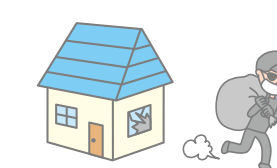
建物外部からの物体の衝突または建物内部での車両の衝突



給排水設備に生じた事故による水ぬれ



盗難による盗取、損傷または汚損



騒じようなどに伴う暴力行為または破壊行為



損害の額

火災共済金 [限度額] 火災共済金額 *損害割合が80%以上の場合に限りま。

臨時費用共済金

特別費用共済金*

残存物とりかたづけ費用共済金

さらに、こんな費用もお支払いします。

消火にかかった費用

損害防止費用共済金

火災等による損害の発生または拡大の防止のために必要であった費用をお支払いします。

見舞いにかかった費用

失火見舞費用共済金

火災、破裂または爆発で他人の所有物に滅失、損傷または汚損の損害が生じたときに、見舞費用として1被災世帯あたり50万円をお支払いします。
[限度額] 火災共済金額×20%

盗難の再発防止の費用

盗難再発防止費用共済金

盗難による盗取、損傷または汚損が生じたときに、盗難の再発防止策に必要な費用等として5万円をお支払いします(火災共済金の支払事由に該当した場合に限りま)。共済期間中に1回を限度とします。

ケガ・死亡されたとき

ご契約された建物について発生した火災等や自然災害によって、ご家族や居住者の方等が200日以内に死亡、所定の後遺障害あるいは所定の治療または施術を受けたとき、傷害共済金をお支払いします。

死亡された場合

- 1人につき(火災共済金額×30%)

450万円

傷害共済金 [限度額] 1人につき1,000万円

後遺障害の場合

- 1人につき(火災共済金額の30%×支払割合)

225万円～450万円

傷害共済金 [限度額] 1人につき1,000万円×支払割合

治療または施術の場合

- 1人につき(火災共済金額×5%)

30万円

傷害共済金 [限度額] 1人につき30万円

満期のとき

建物更生共済は掛け捨てではありません。保障期間が満了すると満期共済金をお支払いします。

50万円

満期共済金

+ 割りもどし金

割りもどし金について

割りもどし金は、ご契約後7年目から5年ごとおよび満期時にお受取りになれますが、その都度変動し、経済情勢などによっては、0になる場合もあります。

火災共済金や風水災等共済金と一緒に支払う「費用共済金」について

臨時費用共済金(注)

臨時費用共済金

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害を受けたときに、当面の生活に必要な費用をお支払いします。

【お支払い額】 火災共済金・風水災等共済金の額×10%(30%もご選択いただけます。)
【限度額】 1回の事故につき、1建物について250万円

特別費用共済金(注)

特別費用共済金

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害割合が80%以上の損害を受けたときにお支払いします。

【お支払い額】 火災共済金額×10%
【限度額】 1回の事故につき、1建物について200万円

残存物とりかたづけ費用共済金(注)

残存物とりかたづけ費用共済金

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害を受けたときに、残存物のとりかたづけ費用、撤去費用をお支払いします。

【お支払い額】 残存物とりかたづけ費用の額
【限度額】 1回の事故につき、火災共済金・風水災等共済金の額×10%

(注) 火災共済金または風水災等共済金の支払事由に該当した場合に限りま。
※共済金のお支払いには所定の条件があります。

その他の「費用共済金」について

水道管凍結修理費用共済金

水道管凍結修理費用共済金

建物の専用水道管について、凍結によって破損が生じたときに、専用水道管を復旧するために要する額をお支払いします。

【お支払い額】 水道管凍結修理費用の額
【限度額】 1回の事故につき10万円

建物プラン

家財プラン

営業用
什器備品プラン

特定建築物プラン

ご加入にあたって

ご注意くださいこと



家財プラン

ご契約例 (保障の対象:住宅内の家財・家具)

保障期間30年の場合
(共済期間10年・継続回数2回の場合)

火災共済金額 | 1,500万円
満期共済金額 | 50万円

臨時費用共済金の支払割合10%

このモデルプランの共済掛金

住宅物件 単位:円(2023年4月現在)

木造・防火造	年払い	月払い
当初10年間	63,920	5,463
1回継続後	58,092	4,967
2回継続後	57,193	4,890

耐火造B・C	年払い	月払い
当初10年間	45,928	3,923
1回継続後	41,469	3,548
2回継続後	40,589	3,472

耐火造A	年払い	月払い
当初10年間	41,282	3,527
1回継続後	37,324	3,198
2回継続後	36,451	3,123

継続特約を付加し、保障期間が20年、30年となる場合、継続後の共済掛金は継続時の共済掛金率で計算いたしますので、継続の時に共済掛金が増減する可能性があります。

物件の種類によって、共済掛金が異なります。

*上記の共済掛金は、払込経路が口座振替扱いの場合です。

もっと共済掛金を抑えたい方は…

家財費用共済金等不担保特約

費用共済金および傷害共済金(★印のあるもの)をお支払いしない不担保特約を付加することで、共済掛金の負担を軽減することができます。

保障の対象範囲について

保障の対象となるもの

共済証書に記載した建物内に収容されている家財・家具

保障の対象外となるもの

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券その他これらに類する物
- 貴金属、宝石、宝玉石および骨とう品ならびに書画、彫刻物等の美術品で、1個または1組の共済価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- 自動車(農耕作業用小型特殊自動車を除く)
- 船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含む)および航空機
- 動物、植物等の生物
- 商品、製品、半製品、原材料、機械その他これらに類する物
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- リース、レンタル物などの被共済者が所有していない物
- 共済契約申込書にご契約される家財から除外する旨が記載されている物

*生活用の通貨や預貯金証書が盗難にあったときには、通貨等盗難共済金をお支払いします。

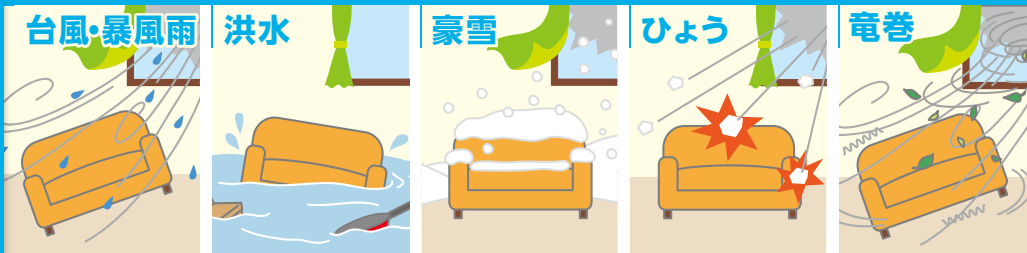
お住まいにある「家財」の 損害を保障するプランです。

椅子やタンス、テレビなど、お住まいにある家財の損害を保障 いたします。

建物更生共済

My家財プラス

台風などのとき



風災・ひょう災・雪災・水災の場合

- 損害割合が**5%以上**のとき
- 風災・ひょう災・雪災によって生じた損害の額が**5万円以上**のとき
- 床下浸水を除く損害割合が**3%以上5%未満**のとき

損害の額

+ 臨時費用共済金★
特別費用共済金★
残存物とりかたづけ費用共済金★

風水災等共済金 [限度額] 火災共済金額 *損害割合が80%以上の場合に限りま。

地震などのとき



地震など*の場合

- 損害割合が**5%以上**のとき

750万円 × 損害割合

地震共済金 [限度額] 損害の額×50% *地震などによって生じた火災、破裂または爆発によるものを含みます。

火災・落雷などのとき



損害の額

+ 臨時費用共済金★
特別費用共済金★
残存物とりかたづけ費用共済金★

火災共済金 [限度額] 火災共済金額 *損害割合が80%以上の場合に限りま。

通貨等盗難共済金

生活用の通貨、または預貯金証書が盗難によって損害を受けたときにお支払いします。
※共済証書記載の建物内での盗難に限りま。
預貯金証書の盗難の場合には、以下の2つの条件を要します。
(1) 共済契約者または被共済者が盗難を知った後たちに預貯金先に被害届けを出したこと
(2) 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと
[限度額] 通貨の場合:30万円または火災共済金額のいずれか低い額
預貯金証書の場合:300万円または火災共済金額のいずれか低い額

持ち出し家財共済金

旅行や買い物などで一時的に持ち出された家財が、日本国内の他の建築物内で火災等によって損害を受けた場合にお支払いします。
※自転車や原動機付自転車などの盗難による損害を除きます。
[限度額] 100万円または火災共済金額の20%のうちいずれか低い額

さらに、
こんな費用もお支払いします。

消火にかかった費用★

損害防止費用共済金
火災等による損害の発生または拡大の防止のために必要であった費用をお支払いします。

見舞いにかかった費用★

失火見舞費用共済金
火災、破裂または爆発で他人の所有物に滅失、損傷または汚損の損害が生じたときに、見舞費用として1被災世帯あたり50万円をお支払いします。
[限度額] 火災共済金額×20%

盗難の再発防止の費用★

盗難再発防止費用共済金
盗難による盗取、損傷または汚損が生じたときに、盗難の再発防止策に必要な費用等として5万円をお支払いします(火災共済金または通貨等盗難共済金の支払事由に該当した場合に限りま)。共済期間中に1回を限度とします。

ドアロック交換の費用★

ドアロック交換費用共済金
ドアの鍵に盗難による盗取、損傷または汚損が生じたときに、ドアの錠の交換に必要な費用をお支払いします(火災共済金または持ち出し家財共済金の支払事由に該当した場合に限りま)。
[限度額] 1回の事故につき5万円

ケガ・死亡されたとき

発生した火災等や自然災害によって、ご契約された家財が損害を受け、それが原因でご家族や居住者の方等が200日以内に死亡、所定の後遺障害あるいは所定の治療または施術を受けたとき、傷害共済金をお支払いします。

死亡された場合

- 1人につき(火災共済金額×30%)

450万円

傷害共済金 [限度額] 1人につき1,000万円

後遺障害の場合

- 1人につき(火災共済金額の30%×支払割合)

225万円～450万円

傷害共済金 [限度額] 1人につき1,000万円×支払割合

治療または施術の場合

- 1人につき(火災共済金額×5%)

30万円

傷害共済金 [限度額] 1人につき30万円

満期のとき

建物更生共済は掛け捨てではありません。保障期間が満了すると満期共済金をお支払いします。

50万円

満期共済金

+ 割りもどし金

割りもどし金について

割りもどし金は、ご契約後7年目から5年ごとおよび満期時にお受取りになれますが、その都度変動し、経済情勢などによっては、0になる場合もあります。

火災共済金や風水災等共済金と一緒に支払う「費用共済金」について

臨時費用共済金(注)★

臨時費用共済金

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害を受けたときに、当面の生活に必要な費用をお支払いします。

【お支払い額】 **火災共済金・風水災等共済金の額×10% (30%もご選択いただけます。)**

【限度額】 1回の事故につき、1建物について250万円

特別費用共済金(注)★

特別費用共済金

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害割合が80%以上の損害を受けたときにお支払いします。

【お支払い額】 **火災共済金額×10%**
【限度額】 1回の事故につき、1建物について200万円

(注)火災共済金または風水災等共済金の支払事由に該当した場合に限りま。
※共済金のお支払いには所定の条件があります。

残存物とりかたづけ費用共済金(注)★

残存物とりかたづけ費用共済金

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害を受けたときに、残存物のとりかたづけ費用、とりかたづけ清掃費用、搬出費用をお支払いします。

【お支払い額】 **残存物とりかたづけ費用の額**
【限度額】 1回の事故につき、火災共済金・風水災等共済金の額×10%

建物プラン

家財プラン

営業用
什器備品プラン

特定建築物プラン

ご加入にあたって

ご注意くださいこと

じゅう き

営業用什器備品プラン

ご契約例 (保障の対象:営業用什器備品)

保障期間30年の場合
(共済期間10年:継続回数2回の場合)

火災共済金額 | 1,500万円
満期共済金額 | 50万円

臨時費用共済金の支払割合10%

このモデルプランの共済掛金

普通物件第1種 単位:円 (2023年4月現在)

木造・防火造	年払い	月払い
当初10年間	83,279	7,125
1回継続後	77,169	6,598
2回継続後	76,257	6,520

耐火造B・C	年払い	月払い
当初10年間	57,551	4,924
1回継続後	52,922	4,518
2回継続後	52,036	4,443

耐火造A	年払い	月払い
当初10年間	48,452	4,142
1回継続後	44,418	3,798
2回継続後	43,544	3,723

継続特約を付加し、保障期間が20年、30年となる場合、継続後の共済掛金は継続時の共済掛金率で計算いたしますので、継続の時に共済掛金が増減となる可能性があります。

物件の種類によって、共済掛金が異なります。

*上記の共済掛金は、払込経路が口座振替扱いの場合です。

保障の対象範囲について

保障の対象となるもの

共済証書に記載した建物内に収容されている営業用什器備品

保障の対象外となるもの

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券その他これらに類する物
- 貴金属、宝石、宝玉および骨とう品ならびに書画、彫刻物等の美術品で、1個または1組の共済価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- 自動車(農耕作業用小型特殊自動車を除く)
- 船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含む)および航空機
- 動物、植物等の生物
- 商品、製品、半製品、原材料、機械その他これらに類する物
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- リース、レンタル物などの被共済者が所有していない物
- 共済契約申込書にご契約される営業用什器備品から除外する旨が記載されている物

*営業用の通貨や預貯金証書が盗難にあったときには、通貨等盗難共済金をお支払いします。

「営業用什器備品」の損害を保障するプランです。

営業用として使用しているコピー機やロッカーなど、事務所などに設置してある営業用什器備品の損害を保障いたします。

台風などのとき



風災・ひょう災・雪災・水災の場合

- 損害割合が5%以上のとき
- 風災・ひょう災・雪災によって生じた損害の額が5万円以上のとき
- 床下浸水を除く損害割合が3%以上5%未満のとき

損害の額

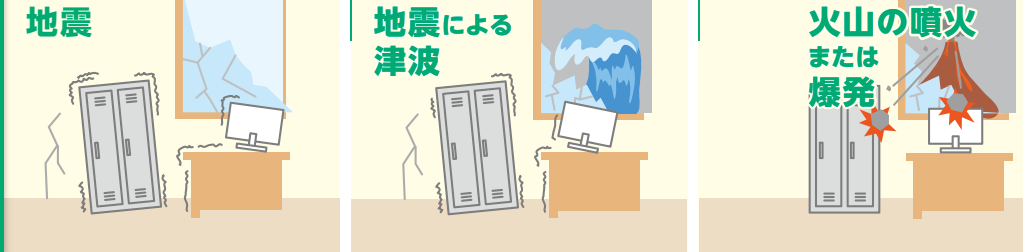
臨時費用共済金

特別費用共済金*

残存物とりかたづけ費用共済金

風水災等共済金 [限度額] 火災共済金額 *損害割合が80%以上の場合に限ります。

地震などのとき



地震など*の場合

- 損害割合が5%以上のとき

750万円 × 損害割合

地震共済金 [限度額] 損害の額×50% *地震などによって生じた火災、破裂または爆発によるものを含みます。

火災・落雷などのとき



損害の額

臨時費用共済金

特別費用共済金*

残存物とりかたづけ費用共済金

火災共済金 [限度額] 火災共済金額 *損害割合が80%以上の場合に限ります。

通貨等盗難共済金

営業用の通貨、または預貯金証書が盗難によって損害を受けたときにお支払いします。
※共済証書記載の建物内での盗難に限ります。
預貯金証書の盗難の場合には、以下の2つの条件を要します。
(1) 共済契約者または被共済者が盗難を知った後ただちに預貯金先に被害届けを出したこと
(2) 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと
[限度額] 通貨の場合:30万円または火災共済金額のいずれか低い額
預貯金証書の場合:300万円または火災共済金額のいずれか低い額

さらに、こんな費用もお支払いします。

消火にかかった費用

損害防止費用共済金
火災等による損害の発生または拡大の防止のために必要であった費用をお支払いします。

見舞いにかかった費用

失火見舞費用共済金
火災、破裂または爆発で他人の所有物に滅失、損傷または汚損の損害が生じたときに、見舞費用として1被災世帯あたり50万円をお支払いします。
[限度額] 火災共済金額×20%

盗難の再発防止の費用

盗難再発防止費用共済金
盗難による盗取、損傷または汚損が生じたときに、盗難の再発防止策に必要な費用等として5万円をお支払いします(火災共済金または通貨等盗難共済金の支払事由に該当した場合に限ります)。共済期間中に1回を限度とします。

ドアロック交換の費用

ドアロック交換費用共済金
ドアの鍵に盗難による盗取、損傷または汚損が生じたときに、ドアの錠の交換に必要な費用をお支払いします(火災共済金の支払事由に該当した場合に限ります)。
[限度額] 1回の事故につき5万円

ケガ・死亡されたとき

発生した火災等や自然災害によって、ご契約された営業用什器備品が損害を受け、それが原因でご家族や居住者の方等が200日以内に死亡、所定の後遺障害あるいは所定の治療または施術を受けたとき、傷害共済金をお支払いします。

死亡された場合

- 1人につき(火災共済金額×30%)

450万円

傷害共済金 [限度額] 1人につき1,000万円

後遺障害の場合

- 1人につき(火災共済金額の30%×支払割合)

225万円～450万円

傷害共済金 [限度額] 1人につき1,000万円×支払割合

治療または施術の場合

- 1人につき(火災共済金額×5%)

30万円

傷害共済金 [限度額] 1人につき30万円

満期のとき

建物更生共済は掛け捨てではありません。保障期間が満了すると満期共済金をお支払いします。

50万円

満期共済金

+ 割りもどし金

割りもどし金について

割りもどし金は、ご契約後7年目から5年ごとおよび満期時にお受取りになれますが、その都度変動し、経済情勢などによっては、0になる場合もあります。

火災共済金や風水災等共済金と一緒に支払う「費用共済金」について

臨時費用共済金(注)

臨時費用共済金

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害を受けたときに、当面の生活に必要な費用をお支払いします。

[お支払い額] 火災共済金・風水災等共済金の額×10% (30%もご選択いただけます。)

[限度額] 1回の事故につき、1建物について250万円

特別費用共済金(注)

特別費用共済金

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害割合が80%以上の損害を受けたときにお支払いします。

[お支払い額] 火災共済金額×10%
[限度額] 1回の事故につき、1建物について200万円

(注)火災共済金または風水災等共済金の支払事由に該当した場合に限ります。
※共済金のお支払いには所定の条件があります。

残存物とりかたづけ費用共済金(注)

残存物とりかたづけ費用共済金

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害を受けたときに、残存物のとりかたづけ費用、搬出費用をお支払いします。

[お支払い額] 残存物とりかたづけ費用の額
[限度額] 1回の事故につき、火災共済金・風水災等共済金の額×10%

建物プラン

家財プラン

営業用什器備品プラン

特定建築物プラン

ご加入にあたって

ご注意くださいこと

畜舎や堆肥舎などの損害を保障するプランです。

外壁の「一部」または「全部」を欠く、畜舎・堆肥舎等の損害を保障いたします。

特定建築物プラン

ご契約例（保障の対象・特定建築物）

木造・防火造：保障期間5年または10年の場合
耐火造B・C、耐火造A：保障期間30年の場合
（共済期間10年・継続回数2回の場合）

火災共済金額 | 1,500万円

満期共済金額 | 50万円

協定共済価額 | 1,500万円

実損てん補特約付

臨時費用共済金の支払割合10%

このモデルプランの共済掛金

普通物件第1種 単位：円（2023年4月現在）

木造・防火造	年払い	月払い
5年間	234,875	20,072
10年間	178,406	15,257

耐火造B・C	年払い	月払い
当初10年間	89,561	7,655
【参考】1回継続後	84,933	7,265
2回継続後	84,047	7,189

耐火造A	年払い	月払い
当初10年間	71,672	6,126
【参考】1回継続後	67,638	5,782
2回継続後	66,764	5,707

継続特約を付加し、保障期間が20年、30年となる場合、継続後の共済掛金は継続時の共済掛金率で計算いたしますので、継続の時に共済掛金に変更となる可能性があります。特定建築物の残存耐用年数や構造等によっては、継続特約の付加ができない場合や、設定できる継続回数が制限される場合があります。

物件の種類によって、共済掛金が異なります。

*上記の共済掛金は、払込経路が口座振替扱いの場合です。

保障の対象範囲について

保障の対象は下記のものを含みます。

特定建築物の基礎工事部分／畳、建具その他の特定建築物の従物／電気設備、ガス設備、冷暖房用設備その他の特定建築物の付属設備

*共済契約申込書に上記の物を除外することを明記すれば、保障の対象外にできます。

保障の対象外は下記のものです。

特定建築物の開口部に風防、遮光、温度調整等を目的として設置された布製、合成樹脂製等の遮蔽物／物置、納屋、車庫等の付属建物／特定建築物に付属する門、塀、垣等の工作物

台風などのとき

台風・暴風雨



洪水



豪雪



ひょう



竜巻



風災・ひょう災・雪災・水災の場合

- 損害割合が5%以上のとき
- 床下浸水を除く損害割合が3%以上5%未満のとき
- 風災・ひょう災・雪災によって生じた損害の額が5万円以上のとき

損害の額

風水災等共済金 [限度額] 火災共済金額 *損害割合が80%以上の場合に限りま。

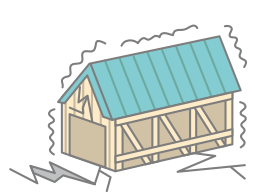
臨時費用共済金

特別費用共済金*

残存物とりかたづけ費用共済金

地震などのとき

地震



地震による津波



火山の噴火または爆発



地震など*の場合

- 損害割合が5%以上のとき

750万円 × 損害割合

地震共済金 [限度額] 損害の額×50% *地震などによって生じた火災、破裂または爆発によるものを含みます。

火災・落雷などのとき

火災

地震などによるものを除きます。



落雷



破裂または爆発
地震などによるものを除きます。



特定建築物外部からの物体の衝突
または特定建築物内部での車両の衝突
自然災害によるものを除きます。



損害の額

火災共済金 [限度額] 火災共済金額 *損害割合が80%以上の場合に限りま。

臨時費用共済金

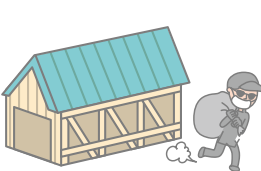
特別費用共済金*

残存物とりかたづけ費用共済金

給排水設備に生じた事故による水ぬれ



盗難による盗取、損傷または汚損



騒じようなどに伴う暴力行為または破壊行為



さらに、こんな費用もお支払いします。

消火にかかった費用

損害防止費用共済金

火災等による損害の発生または拡大の防止のために必要であった費用をお支払いします。

見舞いにかかった費用

失火見舞費用共済金

火災、破裂または爆発で他人の所有物に滅失、損傷または汚損の損害が生じたときに、見舞費用として1被災世帯あたり50万円をお支払いします。
[限度額] 火災共済金額×20%

盗難の再発防止の費用

盗難再発防止費用共済金

盗難による盗取、損傷または汚損が生じたときに、盗難の再発防止策に必要な費用等として5万円をお支払いします（火災共済金の支払事由に該当した場合に限りま）。共済期間中に1回を限度とします。

ケガ・死亡されたとき

ご契約された特定建築物について発生した火災等や自然災害によって、ご家族や使用人の方等が200日以内に死亡、所定の後遺障害あるいは所定の治療または施術を受けたとき、傷害共済金をお支払いします。

死亡された場合

- 1人につき（火災共済金額×30%）

450万円

傷害共済金 [限度額] 1人につき1,000万円

後遺障害の場合

- 1人につき（火災共済金額の30%×支払割合）

225万円～450万円

傷害共済金 [限度額] 1人につき1,000万円×支払割合

治療または施術の場合

- 1人につき（火災共済金額×5%）

30万円

傷害共済金 [限度額] 1人につき30万円

10日以上入院して治療または施術を受けた、あるいは30日以上入院もしくは通院して治療または施術を受けた場合。

火災共済金や風水災等共済金と一緒に支払う「費用共済金」について

臨時費用共済金^(注)

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害を受けたときに、当面の生活に必要な費用をお支払いします。

【お支払い額】 火災共済金・風水災等共済金の額×10%（30%も選択いただけます。）
【限度額】 1回の事故につき、1特定建築物について250万円

特別費用共済金^(注)

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害を受けたときにお支払いします。

【お支払い額】 火災共済金額×10%
【限度額】 1回の事故につき、200万円

残存物とりかたづけ費用共済金^(注)

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害を受けたときに、残存物のとりこわし費用、とりかたづけ清掃費用、搬出費用をお支払いします。

【お支払い額】 残存物とりかたづけ費用の額
【限度額】 1回の事故につき、火災共済金・風水災等共済金の額×10%

（注）火災共済金または風水災等共済金の支払事由に該当した場合に限りま。
※共済金のお支払いには所定の条件があります。

その他の「費用共済金」について

水道管凍結修理費用共済金

特定建築物の専用水道管について、凍結によって破損が生じたときに、専用水道管を復旧するために要する額をお支払いします。

【お支払い額】 水道管凍結修理費用の額
【限度額】 1回の事故につき10万円

満期のとき

建物更生共済は掛け捨てではありません。保障期間が満了すると満期共済金をお支払いします。

50万円

満期共済金

+ 割りもどし金

割りもどし金について

割りもどし金は、ご契約後7年目から5年ごとおよび満期時にお受取りになれますが、その都度変動し、経済情勢などによっては、0になる場合もあります。

建物プラン

家財プラン

営業用
什器備品プラン

特定建築物プラン

ご加入にあたって

ご注意ください

ご加入にあたって

「満期共済金」について

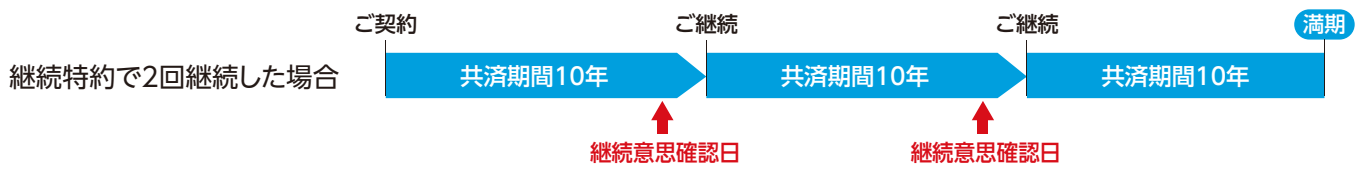
● お受取りは計画的に。

満期共済金のお受取りは、「5年後」「10年後」「20年後」「30年後」のいずれかをお選びいただけます。

満期共済金は通常、共済期間にあわせて5年後、または10年後の満期時にお受取りいただけますが、「継続特約」(P.5参照)を付加し、共済期間を延長することによって、20年後、もしくは30年後に満期共済金をお受取りいただけます。

共済契約者より継続しない旨のお申出がない場合は、共済期間(10年)が満了する日の翌日から同一の契約内容でご契約を継続いたします。

なお、建物・特定建築物を保障の対象とする場合、物価の変動等にしたがって、火災共済金額および満期共済金額を減額することがあります。



「ボーナスプラン」について

● 「ボーナスプラン(修理費共済金を受け取れるプラン)」もお選びいただけます。

保障期間中、満期共済金の一部を修理費共済金として、また満期時は満期共済金の残りをお受取りになれます。

※修理費共済金は、支払いのご請求がない限り、所定の利息を付けて据え置かれます。



	3年後	6年後	9年後	12年後	15年後	満期
保障期間20年の場合	2.5万円	5万円	7.5万円	7.5万円	7.5万円	20万円
保障期間10年の場合	5万円	5万円	—	—	—	40万円

*割りもどし金は、ご契約後7年目から5年ごとおよび満期時にお受取りになれますが、その都度変動し、経済情勢などによっては、0になる場合もあります。

「実損てん補特約」について

実損てん補特約を付加した場合、付保割合にかかわらず、火災共済金額を上限として、損害の額を共済金としてお支払いします。付加しない場合は、付保割合に応じて共済金をお支払いします。

※地震などによる損害を除きます。

※実損てん補特約を付加した契約は、付保割合に応じて、共済掛金が割増しとなる場合があります。

共済金支払例	火災のとき
	共済価額3,000万円 火災共済金額1,500万円(付保割合50%) 損害の額400万円
実損てん補特約を付加した場合	付保割合にかかわらず 損害の額 = 400万円をお支払いします。
実損てん補特約を付加しない場合	$400万円 \times \frac{1,500万円}{3,000万円の80\%}$ = 250万円をお支払いします。

「税金」について

● 所得控除や非課税など、税金面でのメリットがあります。

居住用家屋や生活用動産を対象とする建物更生共済には、地震保険料控除の適用が受けられます。

地震保険料控除対象掛金(住民税についてはその1/2)については、「地震保険料控除」として所得金額から控除され、所得税等と住民税の軽減をはかることができます。控除限度額は、所得税5万円、住民税2万5,000円です。

※共済掛金振替払特約により、転換充当した場合は、税法上、一時払掛金として取り扱われるため、その部分の地震保険料控除対象掛金の地震保険料控除の適用は初年度のみとなります。

※本人もしくは生計を同じくする親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの、またはこれらの者の有する生活用動産を共済の対象とするご契約に適用されます。

火災共済金、風水災等共済金、地震共済金は、非課税となります。

火災共済金、風水災等共済金、地震共済金は所得税等・住民税の計算上、非課税として取り扱われます。

※法人契約の場合は、法人税等の計算上、差益部分が益金となります。ただし、圧縮記帳の特例を適用すれば、課税を繰り延べることもできます。

※満期共済金は、差益部分が所得税等・住民税(一時所得)の対象となります。なお、所定の条件に該当する場合、源泉分離課税の対象となります。法人契約の場合は、法人税等の計算上、差益部分が益金となります。

事業用物件を対象とする建物更生共済では、共済掛金の一部を必要経費にできます。

所得税等・住民税(不動産所得等)の計算上、お支払いいただいた共済掛金のうち満期共済金にあてるための積立共済掛金に相当する額を控除した残額を必要経費にすることができます。

※法人契約の場合も、法人税等の計算上、同額を損金にすることができます。

必要経費(損金)金額等の求め方

- 共済掛金のうち必要経費(損金)に算入することができる金額は、共済掛金領収証等でご案内します。
- 割りもどし金は所得税等・住民税(不動産所得等)の計算上、収入に計上します。
※割りもどし金を据え置いている場合も収入に計上します。
※法人契約については法人税等の計算上、益金になります。
- 共済掛金のうち、お支払いいただいた年に必要経費に計上された部分については、満期共済金を受け取ったときの必要経費に含めることができませんので、ご注意ください。
※法人契約については、損金とならなかった部分(積立共済掛金に相当する額)は満期時に取り崩し、差益部分が益金となります。

※所得税等とは、2037年12月31日までの間の復興特別所得税を含みます。

記載の税務のお取扱いについては、2023年1月末現在の法令等および国税当局への照会結果に基づくもので、将来の取扱いを保証するものではありません。個別のお取扱いについては所轄の税務署にご確認ください。
詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」の「税金のお取扱いについて」をご参照ください。

ご注意くださいこと

共済の対象について

共済の対象とすることができるのは次のとおりです。詳細は「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、ご確認ください。

共済の対象の種類	説明
建物	基礎工事が施されており、外壁、柱、小屋組、はり、屋根等の主要構造部のすべてを具備する建築物をいいます。
特定建築物	外壁の一部または全部を欠くために建物に該当しない建築物をいいます。
家財	家財・家具をいいます。
営業用什器備品	業務上の必要から使用または所持されている物品をいいます。

※共済の対象が建物または特定建築物の場合、建物または特定建築物内に収容される動産の損害は保障されません。建物とは別に建物内に収容される動産を共済の対象とする共済契約にご加入ください。なお、特定建築物内に収容される動産は共済の対象とすることができません。

主な免責事由について（共済金をお支払いできない場合）

この共済では、次のいずれかに該当する損害等に対しては共済金をお支払いできません。

詳細は「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、ご確認ください。

- ご契約者、被共済者等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 火災等（盗難を除きます）や、自然災害の事故の際における紛失・盗難の損害
- 共済の対象の欠陥
- 共済の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等
- 共済の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、共済の対象ごとに、その共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 共済の対象について、風、雨、雪、ひょう、砂じんその他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害

※上記のほか、次の物は共済の対象に含まれないため、これらに生じた損害に対しては共済金をお支払いできません。

- ・特定建築物の開口部に風防、遮光、温度調整等を目的として設置された布製、合成樹脂製等の遮蔽物
- ・通貨、有価証券、預貯金証書等（通貨等盗難共済金の支払事由となる損害を除きます）
- ・1個または1組の共済価額が30万円を超える貴金属・宝飾品、美術品等
- ・共済契約申込書等に共済の対象から除外する旨が記載されている物 など

引受条件（共済金額等）について

ご契約いただく共済金額の設定につきましては、次の点にご注意ください。

また、実際にご契約いただく場合の共済金額につきましては、共済契約申込書等にてご確認ください。

この共済は、共済の対象を「時価額」（中古品としての価値）ではなく、同じものを改めて購入するのに必要な「再取得価額」で評価し保障します。この場合、再取得価額が共済価額となり、ご加入いただける上限額*となります。事故発生時における建て替えや修理の資金を十分に確保できるよう、火災共済金額（事故の際にお支払いする共済金の最高限度額）を再取得価額いっぱい に設定されることをおすすめします。火災共済金額が再取得価額に満たない場合は、お支払いする共済金が損害の額よりも少なくなる場合があります。

* 共済の対象の残存価額（時価額／再取得価額）の割合が50％未満の場合は、時価額までが加入限度となります。

再取得価額は、ご契約者により共済契約申込書等に記載*していただきますが、組合からも次の方法などで参考金額をご案内しています。詳細は組合にお問い合わせください。

- 共済の対象が建物または特定建築物の場合
 - ・建物または特定建築物の建築時の価額をもとに、経過している年数に基づき現在の再取得価額を簡易的に算出した金額
 - ・建物または特定建築物の用途・構造から、現在の標準的な建築単価を使用し、再取得価額を簡易的に算出した金額
- 共済の対象が家財の場合
 - ・居住している家屋の広さ・家族構成から一般的な家財・家具の再取得価額を簡易的に算出した金額
- 共済の対象が営業用什器備品の場合
 - ・業種別に一般的な物品の再取得価額を簡易的に算出した金額

なお、共済金をお支払いする損害が生じた場合、共済金を算出するために使用する共済価額と損害の額は、その損害が生じた場所および時における組合が決定した価額となります。

* 共済の対象が建物または特定建築物の場合、組合とご契約者または被共済者との間で、共済の対象の価額を評価し、再取得価額を協定共済価額として協定します。

この共済のご契約に際しては、満期共済金額を火災共済金額の30分の1から火災共済金額と同額の範囲で設定してください。

口座振替扱掛金について

共済掛金の払込経路が口座振替扱いの共済契約または前納期間中の共済契約の場合には、お払込みいただく共済掛金に割安な「口座振替扱掛金」が適用されます。

傷害共済金のお支払いについて

- 傷害共済金の対象となる方（被害者）は、被共済者、被共済者の親族および使用人ならびに共済証書に記載された建物に居住している方に限ります。
- 1回の事故で被害者1名についてお支払いする傷害共済金の合計額は、死亡または後遺障害の状態になった場合（後遺障害の状態になった後、それによって死亡した場合を含みます）は火災共済金額の30％（その額が1,000万円を超える場合は1,000万円）が限度です。また、治療または施術を受けた場合は火災共済金額の5％（その額が30万円を超える場合は30万円）が限度です。
- 後遺障害の対象は、共済約款の後遺障害等級表の第1級から第5級までです。また傷害共済金は、共済約款に定める後遺障害等級に応じた支払割合によりお支払いします。

継続特約について

- 継続意思確認日（継続日の属する月の前月15日）までに、ご契約者からご契約を継続しない旨のお申出がない限り、ご契約は継続前のご契約と同一の火災共済金額、共済の対象、共済期間などで、継続日の共済約款および共済掛金率を適用して継続します。
- 建物、特定建築物を共済の対象とする場合、建築費または物価の変動等にしたがって、継続時に協定共済価額を調整して算出します。この場合に、火災共済金額が協定共済価額を超えることとなるときは、協定共済価額に等しくなるように火災共済金額および満期共済金額を同時に同一の割合で減額します。減額後の火災共済金額が組合の定める額を超える場合は、組合の定める額と等しくなるよう、火災共済金額を減額します。

共済証書貸付について

一時的に資金がご入用となった場合には、ご契約は有効なまま、貸付申込時点での返れい金の80％を限度に（共済掛金振替払特約を付加したご契約については異なります。詳細は組合までお問い合わせください。）資金をお貸しする共済証書貸付の制度がご利用いただけます（資金の用途について制限はありません）。ただし、共済金や返れい金のお支払い、共済掛金の払いもどしなどの際に共済証書貸付の元利金があるときは、それぞれの金額から差し引きます。

割りもどし金について

割りもどし金は、ご契約後7年目から5年ごとまたは満期時（共済期間が5年のご契約は満期時のみ）に割りもどし、割りもどされた割りもどし金は利息を付けて自動的に据え置かれます。なお、共済契約者のお申出によりその全部または一部をお受取りになれます。割りもどし金の額は割りもどす時期の前年度までの決算結果に基づいて決定しますので、現時点では確定しておりません。経済情勢などによっては0となる年度もあります。

解約時の返れい金について

ご契約を解約される場合は、組合が所定の方法により計算した金額を返れい金としてお支払いしますが、場合によってはお支払いできないことがあります。詳細は組合までお問い合わせください。

※継続特約を付加した契約で、ご契約を継続されない場合は、所定の返れい金をお支払いします。

削減払いについて

自然災害による損害が異常に発生した場合は、風水災等共済金、地震共済金、残存物とりかたづけ費用共済金、臨時費用共済金、特別費用共済金、傷害共済金または動産損害担保特約における自然災害により支払われる共済金の一部を削減することがあります。

損害が発生した後のご契約について

火災等や自然災害で損害割合が80％未満の損害の場合は、ご契約はそのまま継続します。また、損害割合が80％以上の損害の場合は、発生した時点でご契約は消滅し、払い込まれた共済掛金*のうちまだ到来していない期間に対応する額を月単位で払いもどします。

*月払契約は払いもどしの対象とはなりません。

日常生活の思いがけない賠償事故にも備えたい方は

「賠償責任共済」のセットもあります。

※建物更生共済のご契約内容によっては、賠償責任共済をセットできない場合もあります。

※自動車共済にご加入の方は日常生活賠償責任特約（マモルモア）も併せてご検討ください。

例えば、こんな賠償責任が生じたとき

- 飼い犬が他人を負傷させてしまった。
- 子供が誤って他人の家のガラスを割ってしまった。
- 自転車で通行人を負傷させてしまった。

「賠償責任共済」なら、

最高 **5,000万円** まで保障します。

個人賠償責任共済

住宅^(注1)の管理上の不備や欠陥によって生じた事故、または被共済者が買物や旅行などの日常生活^(注2)で生じた事故により、他人を死亡させたり負傷させたり、あるいは他人の財物に損害を与えたりしたため法律上の損害賠償責任を負担するときに共済金をお支払いします。

(注1) 共済証書記載の住宅をいいます。また、住宅には同一敷地内に所在する動産・不動産も含まれます。

(注2) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

※日本国内で発生した事故に限ります。

〔 共済掛金 〕		共済金額	5,000万円
		種類	個人賠償責任共済
		年払共済掛金	1,500円
		月払共済契約に賠償責任共済をセットする場合は、左記の共済掛金を年1回、1年分の共済掛金としてお払込みいただくことになります。	
		(2023年4月現在)	